

早稲田大学大学院法学研究科

2019年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 **著作権ライセンス保護の法的基礎**

ードイツ法の近時の判例及び歴史的展開に着目してー

申請者氏名 志賀 典之

主査	早稲田大学教授	高林 龍
副査	早稲田大学教授	上野達弘
	早稲田大学准教授	ラーデマッハ クリストフ
	明治大学准教授・博士（法学）（早稲田大学）	今村哲也

常葉大学法学部法律学科講師志賀典之氏は、早稲田大学大学院学則第7条1項に基づき、2018年10月22日、その論文「著作権ライセンス保護の法的基礎—ドイツ法の近時の判例及び歴史的展開に着目して—」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2019年2月4日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の目的と構成

(1) 本論文の目的

著作権の活用手段として、利用許諾（著作権法63条1項）は重要性を増す一方であるにもかかわらず、許諾を受けた者すなわちライセンシーの法的地位については、その保護の脆弱性・法的安定性の欠如が多々指摘されている。すなわち、利用許諾については、利用許諾自体の登録制度が存在しないので、ライセンシーは著作権者の著作権譲渡に対して自ら対抗できる法的手段が存在しないという現状にある。そこで、学説には立法による解決を期待するものが少なくなく、わが国で今年度行われた立法に向けた文化審議会著作権分科会における審議においても、立法による解決が妥当であるとの見解が示されている。

しかし、ライセンシーの法的地位の強化が図られるべきであるとしても、その正当化根拠は何か。本論文は、その比較法的方法による究明を目的とする。すなわち、本論文冒頭に掲げられた出発点となる問題は、「著作物利用者の地位、とりわけ著作権ライセンスは消極的地位以上の何かであるべきか、また、そうあることは許容されるか？」という問いである。

そのために本論文はドイツ法を対象として選択している。

その理由として、ドイツ知的財産各法が、わが国法と対照的に、比較的古くから承継的保護を認めていることが挙げられる。この制度は、ライセンス（利用権）が付与されたのちに、知的財産権の保有者や排他的ライセンス権者によって権利が移転されるか、別の排他的権利が設定されても、先のライセンスは影響を受けない、すなわち、知的財産権の新権利者や新たな排他的ライセンス権者に対して引き続き効力を有するものである（著作権法には1965年に導入（33条）、特許法（15条3項）及び実用新案法（22条3項）には1986年、商標法（30条5項）には1995年に導入）。

本論文は、ドイツ著作権法の承継的保護に関する近時の特徴的な展開（連邦通常裁判所の裁判例及び立法）と、かかるライセンシー保護制度の歴史的淵源の探求を通じて、著作権ライセンス保護の法的基礎を明らかにすることを目的とするものである。

(2) 本論文の構成

本論文は3部からなり、次の10章で構成されている。

序章 問題の所在

第1部 ドイツ法における著作権ライセンス論

第1章 著作権法上の諸前提

第2章	主ライセンス消滅時のサブライセンス存続に関する連邦通常裁判所判例
第3章	M2Trade 事件以後の学説動向
第2部	歴史的展開
第4章	(補論)前史—1870年統一著作権法成立までの著作物利用の法形式
第5章	19世紀末—20世紀前半のライセンス論
第6章	20世紀前半の著作権ライセンス論
第7章	(補論)Verankerungsteil 事件連邦通常裁判所判決(1982年)
第3部	近時の展開
第8章	近時の展開①-著作権契約法の処分行為次元への着手—2016年改正法40a 条における著作者の第2利用権
第9章	近時の展開②-エンドユーザーライセンスの物権化
終章	おわりに—総括的検討、残される課題と日本法への示唆

2 本論文の内容

各章の内容は、以下のとおりである。

序章では、前述の目的を提示するとともに、検討の進め方を述べている。

その中では、本論文の課題として、ドイツ法の知的財産ライセンス—特に重要な特徴といえる承継的保護—に関して、わが国において従来文献でほとんど検討が見られないと考えられる以下の3つの課題を設定している。

第1の課題として、近時のドイツ判例の検討を行うことを挙げ、これを第1部(第1章～第3章)で行うこととしている。すなわち、2009年以降のドイツ連邦通常裁判所が、主ライセンス消滅後も、主ライセンスから生じたサブライセンスが存続するという一般的原则を認める判例を形成していることから、この判例の検討を課題として、現在のドイツ判例がライセンシー保護をどのように解しているのかを浮き彫りにすることを試みている。

第2の課題として、第1の課題の検討から得られたライセンシー保護の基礎的理解を中心軸にしたライセンシー保護の歴史的淵源の検討を挙げている。この作業は第2部(第4章～第7章)で行われるものとしている。ドイツ著作権法は、創作者の地位の強化に関して長年にわたり学説・判例・立法において取り組みを行っており、わが国にない詳細な著作権契約法規定を有している。その中では、一見するとクリエイタの保護の対立利益とも捉えられかねないライセンシー保護・承継的保護が、排他的ライセンスについては判例で100年前から、単純ライセンスについては少なくとも1965年法の立法時から承認されてきた。それは、創作者の保護という課題といかなる関係に立つと解されてきたのか。これが、ライセンシー保護の法的基礎の解明にとって重要な意義をなすと位置づけ、解明されるべき問いであるとしている(それを近時の展開について検討するものとして第3部第8章)。

なお、付随的ではあるが、第3の課題として、近時ドイツの学説において登場しつつあるエンドユーザーライセンス保護の視点からのライセンシー保護の正当化の試みの検討も行っている。この作業は、第3部第9章で行われるものとしている。

第1部は、主ライセンス消滅時のサブライセンスの存続を認め、さらに、単純利用権の準物権的傾向を宣言する判例を形成している近時のドイツ連邦通常裁判所判例の検討を中心的主題としたものである。

第1章では、近時の判例の理解の前提として、ドイツ著作権法にはわが国法制とも顕著な差異が認められることから、ドイツ著作権契約法部分の基本的特徴と、近時の判例の論点に関連する現代の学説の主要な対立点を確認している。

まず、「著作権に関する法律行為」(第1節)として、ドイツ著作権法が生存中の著作権の原則的譲渡不能性(29条)の原則を定め、主たる権利の活用形式としてはライセンス(利用権許与)が用いられることを述べる。そして、かかる「利用権許与の類型」(第2節)として、①単純利用権と②排他的利用権という利用形式が定められ、その性質及び効果について、特に通説では排他的利用権のみがサブライセンスを許与可能であることについて述べる。続いて「利用権の承継的保護」(第3節)では、前述の同制度の導入を、1965年現行法の立法経過及び2002年著作権契約法による改正経過とともに紹介している。

次に、「分離原則と無因主義」(第4節)との標題の下で、著作権ライセンスの一般民事法上の諸原則との関係について、著作権ライセンスの理解に必要な限りで確認し、知的財産法においても債権的行為と処分行為の分離主義が貫徹される一方で、知的財産法において無因主義が制限されるとの概観を述べる。これを踏まえて、「ライセンスとライセンス契約の法的性質」(第5節)では、とりわけ単純利用権に関して、通説である準物権説と債権説との対立が100年以上にも亘り存在すること、また、少なくとも著作権法の現在の通説及び判例である準物権説を採るのであれば、処分行為の対象としてのライセンスと債権的行為としてのライセンス契約は分離され、ライセンスの許与は処分行為と解されること等を概観する。

これに続いて、「著作権契約法の解釈準則・内容規制・強行法規性」(第6節)では、ドイツ著作権契約法部分の基本理念と解しうる構造的弱者としての著作者の保護のための基本的解釈準則たる譲渡目的準則、ベストセラー条項等の法定報酬請求権、またとりわけ処分行為次元において利用権と顕著に対立利益となる撤回権を概説している。最後に「特許ライセンスにおける承継的保護」(第7節)では、隣接分野として著作権契約法の解釈にも密接な影響を及ぼしてきた特許ライセンスにおける承継的保護の状況を簡潔に概観している。

第2章は、2009年以降、連邦通常裁判所が、「主ライセンスの消滅時のサブライセンスの存続を認める」というリーディングケースを継続的に形成し、その一方で、「単純利用権の物権化傾向」をも認めているという傾向を、裁判例の比較的詳細な検討により紹介するものである。

まず、この問題に関する一連の連邦通常裁判所の判決中、最初のリーディングケースとされる **Reifen Progressiv** 判決(2009年3月26日)で、連邦通常裁判所は、41条所定の「不行使に基づく撤回権」に基づいて著作者が主ライセンスを消滅させたとき、サブライセンスも同時に消滅するかとい

う問題について、当時は学説上少数説であったサブライセンス存続説を採用し、サブライセンスが存続するとの結論を取った。その理由は、①権原の消滅は処分行為者の過去の処分行為の有効性には影響を与えないこと、②単純利用権には準物権的性質があること、③41条が定める撤回の対象は排他的利用権であること、④著作者によるサブライセンシング承諾があったことであるとされる。

この判決は、連邦通常裁判所民事部判例集(BGHZ)にも収録されたが、当初は、多くの学説において、不行使に基づく撤回権による主ライセンスの消滅という事例判決であると解すべきであるという見解が示されていたという。

しかし、その後、M2Trade判決(2012年7月19日)において、連邦通常裁判所は、主ライセンス消滅時のサブライセンスの存続を、「原則として[in der Regel]」承認すると判示するに至ったことにより、さらに解釈論に決定的な影響を与えた。

すなわちこのM2Trade判決では、Reifen Progressiv事件判決において「不行使を理由とする撤回権」に関して適用された判旨を、「サブライセンシーを原因としない主ライセンスの消滅事例」へと一般化したのである(判決要旨2)。その根拠は、①「権利存続への権利者の信頼を保護し、権利者にその投資の回収を可能ならしめることを目的とする」承継的保護の原則と、②類型的な関係者利益の利益衡量であった。②の利益衡量について、M2Trade判決は、—なお、説明の便宜上、Aを主ライセンサー、Bを主ライセンシー、Cをサブライセンシーとすると—、AとCとの利益衡量においては、C側の要保護性の要素として、AB間の契約及び主ライセンスの消滅にCは関与できず、時に利用権の予期しえぬ消滅がCの経済的生存の破滅をもたらす一方で、Aは主ライセンス消滅によって、BがCに有するライセンス料支払請求権の譲渡請求権としての不当利得返還請求権により利益保護がなされるものとしている。

Take Five判決(2012年7月19日。M2Trade事件判決と同日)では、同様に主ライセンス契約終了による主ライセンス消滅時のサブライセンス存続が判示されたが、M2Trade事件との対照的特徴は、特に、排他的サブライセンスの存続が問題となったことにある。

同判決はM2Trade事件と同様の理由付けにより、①承継的保護と②利益衡量により排他的サブライセンスの存続を認めた。同判決とM2Trade事件との対照をなす特殊性は、この排他的サブライセンスにまで存続が認められたという点にあるが、この点について同判決は、確かに排他的サブライセンスの存続を認めると、Aが受ける制約は単純サブライセンスの存続よりもはるかに大きく、当該領域でライセンスの付与が不能となるが、それでもなおAは、排他的サブライセンスの存続を甘受しなければならないとした。その根拠として、AがBに、サブライセンス付与の承諾を与えたことが挙げられている。

また、その他の判例として、上述Reifen Progressiv判決後に、理由付けを伴わず単純ライセンスの準物権的効力を述べるサムネイル第1事件(2010年4月29日)及び第2事件判決(2011年10月19日)が登場し、著作権単純ライセンスの準物権的効力の継続的確認を続けていることも紹介している。

続いて第3章「M2Trade事件以後の学説動向」では、主ライセンス消滅時のサブライセンス存続を承認した上記判決後の学説の紹介と検討を行っている。

第1節では、まず学説の概観を行っている。判例の利益衡量アプローチが一定の事例における妥当な解決をもたらすという肯定的評価が見られる一方で、批判として、ライセンスの性質に関する判断の不在、利用契約と利用権との現実適合的でない分裂をもたらす、既存の解釈論との不整合などが多々呈されているほか、実務的論考として、判例を踏まえて、主ライセンス側から契約によるサブライセンス存続効果発生回避のため、多様な契約ドラフティング提案がなされていることなどを記述している。

第2節では、M2Trade 判決が述べた「原則として」の「例外」に当たる場合を挙げる各種学説の検討を行っている。J.B.ノルデマンによれば、ドイツ著作権法の一般原則の観点から、著作者への報酬が保障されない場合が「例外」に当たると位置づけられる。またグライフェンダー/ヴェーは、例外として、原則的な利益衡量が成立しない場合を挙げている。すなわち第一に、「Bによって、主ライセンス契約の消滅を迂回的行為によって阻止するようなサブライセンシーとの通謀的な協力が試みられたとき」と、第二に、BがCに対してそもそもサブライセンス付与の権能を有さない場合があるとしている。

第3節では、特に、第1節の批判の中でも登場したライセンスとライセンス契約の分裂現象を解決する試みとしての民法賃貸借規定の類推適用を図る契約承継説(マクガイア/クンツマン論文)を紹介している。

第4節では、利益衡量アプローチ及び物権的権利を肯定する見地からのBGH判旨の射程の検討と事例類型化の試みを行った論考を紹介している。この論考では、特にサブライセンス存続のための利益衡量が行われる前提として、著作者の「承諾」の存在に焦点が当てられていることに注意が払われている。

最後に、これらを踏まえた検討を試みている。すなわち、学説において、肯定的論考においても類型化の試みが繰り返されることから、判決において示された「原則的」存続の射程は直ちに明らかになったとは言い難い印象を受けると結論付けている。すなわち、M2Trade 事件は少なくとも撤回権行使、合意解除、解約告知に関しては原則的事例に妥当するとしているものの、この判旨が示した規範の各要件の射程そのものも、また、いかなる場合が「例外」にあたるのかについても、十分に明らかとなっていないとは言えず、個別事例の集積を待たざるを得ない現状をもたらしているとしている。

第2部は、ドイツ著作権法史(及び部分的には特許法史)の中での著作物利用形式の展開を、主に焦点を(信頼の保護と投資回収の可能化を目的とした制度としての)「承継的保護」の成立及び「ライセンスの物権化」現象に当て、特に19世紀後半以降の代表的学説と帝国(ライヒ)裁判所判例の概観を素材として検討するものである。

第4章は、補論として、15世紀から19世紀前半における著作物利用形式の発展を概観している。ここでは、15世紀の活版印刷術の登場直後から、主に出版者の「投資の保護」を特権及び制定法における排他的独占権により正当化するという法現象がみられたこと、後に啓蒙主義期になると、自然権論を背景にした精神的所有権説の台頭による著作者の将来的・原始的権利を承認する思想が席捲したが、その中でも著作物利用権者の地位の安定化への要請は論争の中でも容易に放棄されず、出版者の地位をしばしば(準)物権的、排他的性質を伴う出版権を中心とした著作物利用形式に位置付

ける正当化がなされたことを記述している。

第5章「19世紀末—20世紀前半のライセンス論」では、初のドイツ統一著作権法・特許法が成立し、現代に通じる「ライセンスの物権化」という現象が生じた時代について、ライヒ裁判所及び当時の古典文献を参照し、比較的詳細な検討を行っている。

第1節「特許法の債権的ライセンス論—特許論争の焦点としてのライセンス強制」では、まず、著作権ライセンス論にも甚大な影響をもたらした特許ライセンス論の発展について記述を充てている。1871年統一ドイツ帝国が成立し、ドイツ帝国憲法において知的財産権立法が帝国の権限に属すると定められたことにより、知的財産に関する統一的立法が進展し、1870年／71年の著作権法と1877年の特許法に結実した。確かに、法律の成立年のみに着目すれば、著作権法の立法が先んじ、一方、特許法については、特許制度の是非をめぐって自由通商派とプロパテント論者（保護貿易論者）との激しい議論が行われた結果、立法は遅れたが、この激しい特許論争と帝国（ライヒ）裁判所のライセンス関連の特許判例の形成が、著作権法のライセンス論にも後に影響を及ぼすことになったとしている。

1877年法成立前の激越な反特許運動とプロパテント派との論争の中では、プロパテント派の妥協策として、特許制度の独占を緩和させ、特許制度の目的たる発明の普及を実現する手段として「ライセンス原則」と「強制ライセンス」が援用され、11条2号の規定に結実した。ここでライセンスは1877年法11条2号所定の文言「発明の利用に関する許可」であると解され、この「許可」の内容は、当時の支配的見解では、特許権者の禁止権行使の放棄であると解されたとしている。

続いて、帝国（ライヒ）裁判所判例（1886年12月17日民事第2部判決—セルロース製造方法事件）の検討を行っている。この判例においては、11条2号に基づき、ライセンス契約とはライセンシーに対して特許権者が異議を述べない旨の合意であり、債権的關係に尽きるものであり、発明実施以外の特許への影響、ライセンス契約による準物権的権利の設定、固有の訴訟権原のいずれも否定する見解が取られたとしている。

しかし、この「消極的ライセンス」観は、当時の経済的要請であったライセンシーの地位の強化に資するものではなかったという。そこで特にライセンシー保護学説に指導的役割を果たしたのがヨーゼフ・コーラーであった。コーラーは1878年に、承継的保護を求める経済的現実の要請を背景に、ライセンシーのライセンス存続の信頼の保護のために、「契約ではなく特許権・著作権から直接導かれるライセンス概念」を提唱した。これが「ライセンスの物権化」の直接の動機となった。コーラーの構成により、特許ライセンスは債権的権利から、—少なくとも排他的権利については—準物権的権利への強化（物権化）を遂げた。その背景にはライセンシーの地位の強化と承継的保護という動機が強くみられた。また、「ライセンス」の趣旨に関する理解も変質し、1870年前後には、「特許独占の緩和」であり、「可能な限り多数の者に発明を利用させる手段」であったが、1891年特許法4条が特許権を積極的権利であると読み取れる規定に改正されたことも契機として、1904年1月16日の帝国裁判所（ベナルドス式方法事件判決）では以前のライセンス理解と矛盾するはずの準物権的「排他的ライセンス」を判例が承認するに至ったことを指摘している（第2節）。

一方、著作権の利用形式については、1870年法には「制限付き又は無制限の」譲渡を定める規定

(3条)以外にはほとんど規定がなく、解釈論は、特許ライセンスに比して錯綜した展開を遂げた。その大きな理由には、著作権が伝統的に承認されていたことがある。著作権及び出版契約に関してはほとんど言及がなく、その規律は引き続き旧来の各ラント法が担っていたことが述べられている(第3節)。

第6章では、20世紀前半の著作権ライセンス論を扱っている。いわゆる旧法とされる1901年文学著作権法(LUG)8条3項、1907年芸術著作権法(KUG)10条3項においては、1870年法に続いて、権利の「制限付き又は無制限の」譲渡が定められており、当時の学説では、著作権の全部譲渡が許容されるとの解釈も通例であった。ただし、断片的に、著作者人格権に関する規定が見られ、これが後に著作権の完全譲渡に制約的に作用する判例学説の支点にもなったとしている。利用形式に関する条文は著作権法にはほとんど設けられなかった一方で、1901年出版権法には、出版権の対象に関しては比較的詳細な規定が整備された。本論文では、とりわけ、立法にあたって、著作者団体と出版者団体の利益の対立の焦点となった論点が出版権の譲渡可能性であることを挙げ、その妥協の結果としてここで「承諾」要件が導入された(当時の出版権法28条、2002年に削除)ことに注目している。本論文は、この「承諾」要件の導入の意義が、100年後の2009年以降の連邦通常裁判所判例(特にTake Five事件)においてサブライセンスの存続を認める根拠として主ライセンサーの「承諾」が挙げられたことに照らしても軽くないことを示唆している。

他方、出版権の対象以外の利用形式—特に映画産業—に関して、当初出版権法は類推適用できる法源としては意識されておらず、むしろ1923年には、出版権法には触れず、特許ライセンス論の枠組みを正面から採用したライヒ裁判所判例が登場した(1923年5月14日判決—「千人と一人の女」事件)。しかし当時の1920年代の著作権法学説では「準物権的出版権」と「債権的ライセンス」との二分法的構図への整理が試みられるなど、「ライセンスの物権化」とは逆行する傾向もまみられ、さらには著作権の完全譲渡性も認められていたことなど、現代の学説・判例の理解に照らせば、かなり錯綜した動向が同時に存在したことを指摘している。

現代の著作権法の特徴へと決定づける動向は、特に1930年代に見られたとしている。この時代には、私案も含めて多数の著作権法改正案が登場し、この時代の学説に共通する傾向として、①1928年ベルヌ条約ローマ改正条約を契機とする人格権の強化による譲渡不能著作権と一元説の承認、②新たな利用方法に関する判例による譲渡目的準則の承認、③サブライセンスの登場による準物権的権利説の復権と単純ライセンスに至るまでの席捲が見られるとする。ここでは、一見すると著作者に利する動向(①②)と、経済的利用者に利する準物権化(③)という異なる方向性を有する動向が同じ論者に見られることが注目されるとしている。意外にも、当代の代表的学説を担ったオイゲン・ウルマーが、排他的利用権・単純利用権の準物権説を、ユラーに倣って承継的保護の必要性から採用したことに象徴されるように、著作権一元論・著作権の譲渡不能性、著作者保護の要請の中であっても、同時期の著作物取引において生じたサブライセンシングの普及という経済的要請に対応するため、準物権的構成が採用されたという経緯が、近時の研究成果をもとに指摘されている。

この結果、大きな抵抗もなく1965年には、知的財産各法で初めて著作権法33条に、承継的保護が導入されるに至り、政府草案理由書においては、33条は「単純利用権の債権的性質に例外を付与

するもの」という説明がなされたが、ウルマーら準物権説論者は 33 条を準物権的傾向の発露であると解釈し、著作権法学説における準物権説の優勢を形作ったとされる。

第7章では、一補論的位置づけとなるが—20 世紀後半のドイツライセンス法の議論に最大の衝撃を与え、著作権法以外の知的財産各法にも承継的保護の規定が整備される契機となった 1982 年3月23日のシートベルト固定部品 (Verankerungsteil) 事件連邦通常裁判所判決を扱っている。単純ライセンスの法的性質に関しては、著作権法 33 条が 1965 年に単純利用権の承継的保護を定めたほかは、戦前のライヒ裁判所においても明示的な判断がなく、産業財産権各法には立法的にも規定が置かれないままであった。そのような中で、1982 年に突然、単純ライセンスは債権的効力しか有さず、したがって承継的保護を享有しないとしたこの連邦通常裁判所判決が登場した。

連邦通常裁判所が承継的保護を否定した理由は、特許単純ライセンスは、債権的性質を有するとしうえで、従前主張されていた承継的保護の根拠を否定した。特に①民法上の土地賃貸借に関する「売買は賃貸借を破らない」(ドイツ民法旧 571 条、現 566 条)の類推適用を、知的財産における占有の不存在ゆえに類推適用の条件を欠くとして、明確に否定するに至った。また、②著作権法 33 条の類推適用も、著作物の利用状況との相違を根拠に否定した。

この判決は、激しい論争をもたらし、特許法、実用新案法、意匠法に関して承継的保護を定める立法的解決に至らしめたが、その後も特許法ライセンスの法的性質に関する議論、著作権ライセンス学説との相違に影響を残すことになったことが述べられている。

第3部は、2010 年代の立法による展開及び近時の学説を扱っている。

第8章では、2016 年改正で導入された 40a 条を中心に扱っている。40a 条は、米国法の終了権に類似する構想から始まったように、利用権の次元への強行規定の新設を図り、保護期間(クリエイターに利する)と契約期間(経済的利用者に利する)の切り離しを狙いとされたものであった。成立経過においては5年後の自動的復帰などのラディカルな提案も唱えられたものの、成立した法案は一括払報酬を対価として設定された排他的利用権が設定から 10 年経過後の単純利用権に転化するというものになった。付随的な寄与や団体間協約の優越など多数の例外を容認したため、学説では「なまくら刀」、骨抜きになったとの評も見られることを述べている。

続いて 40a 条に関する学説を紹介し、特に、学説では、この 40a 条の立法の趣旨と、主ライセンス消滅時のサブライセンスの(準物権的)独立性の強化を認めてきた通常裁判所判例との方向性の相違を指摘するものがあると述べている。すなわち、排他的利用権者は排他的地位を 10 年経過後に剥奪されるが、以前の排他的利用権は、単純利用権として残りの期間維持されるという 40a 条の適用下では、サブライセンスの帰趨が問題となるのである。もちろん、いまだこれに関する判例はないが、学説ではサブライセンスの扱いは、①単純利用権のときは、主ライセンスの排他性の消滅によって影響を受けることがないのに対し、②排他的サブライセンスは 40a 条との関係では単純利用権に転化するとの見解が提示されていることを述べている。

第9章では、近時のドイツの若手研究者の論攷から、特に、サブライセンス存続を認めた判例への反響又はこれを敷衍したとも解することができる学説上の主張を2つ紹介している。

第1の論攷として、デジタル著作物エンドユーザーの準物権的享益権を提唱するL. クッシェルの説を紹介している。

従来著作権法上で承認されている単純利用権は、経済的利用者に適し、著作者と経済的利用者(第1次著作権契約法)の利益調整を志向したツールであり、著作権法上の利用権が権利者とエンドユーザーの関係(「第3次著作権契約法」)に合わせて作られていないことが指摘される。通説によれば著作権の準物権的利用権を成立させる条件である「①通常であり、②技術的及び経済的に独立し、よって③取引の通念に基づいて明確に画定される利用方法」がエンドユーザーライセンス契約に存するのか、すなわち、エンドユーザーにおいて単純利用権が成立していると解されるかどうかは疑わしい。しかし、たとえばプラットフォームの事業が承継された際や当該事業が倒産した際に、すでにエンドユーザーが入手したコンテンツの利用の継続を求める積極的権利、特に承継的保護の必要性が認められる。とはいえ、現状ではエンドユーザーはコンテンツの利用について定型約款に基づき債権的・消極的地位を有するに過ぎないとも解される。そこで、この説は、エンドユーザーに—おそらくライセンス契約の成立と同時に自動的に—成立する準物権的な著作権の享益権を認めることを提唱する。この物権的享益権は、「ユーザーに、万人に対する、特に権利者に対して著作物を著作物享受に利用する主観的権利」であり、「時間的に無制約かつ制約不能」の権利を付与するものであるとしている。

第2の論攷として、オープンコンテンツにおける上流ライセンス停止時の下流ライセンスの存続のために、判例のサブライセンス存続のアプローチを応用する提案を紹介している。上流のライセンスが提供を終了することより下流の創作的利用行為も停止してしまうことによる影響は、創作の連鎖が拡大すればそれだけ深刻である。確かにこれは、後順位の創作段階(いふなれば「三次創作者」以降)の者が消極的地位を有するに過ぎないとするのであれば、当然ともいえる帰結であるが、創作的に寄与を行っている末端のエンドユーザーがそのような消極的地位以上の何も有するに過ぎないとするのは常に妥当といえないとも解される。そこで、本論文が紹介する説は、単純ライセンスにサブライセンス権を認めない通説ではなく、これを認める有力説に与したうえで、オープンコンテンツライセンスをサブライセンスとして構成し、M2Trade 事件以降の判例に則って主ライセンス消滅時のサブライセンスの存続を認めることにより、上流のライセンサーがライセンスを消滅させた際にも、オープンコンテンツの継続の利用を可能化する構成を提唱するものである。

最後に、上記の2つの論攷を評して、特に、第1のエンドユーザーライセンスの享益権の成立要件は何か、著作者／権利者側から何が提供された際に成立するのかなど、広く明らかでない面を有するものの、いずれも、ライセンスは権利者から行使を受けないという単なる消極的地位以上の何ものでもないか—何らかの積極的な地位を認めるべきではないか—という問題意識のみに関してみれば、広く一般性を有するものである等と位置づけている。

終章は、以上のような検討の結果を総括するとともに、日本法への示唆について触れる。

本論文にて行われた検討を通じて、例えば、「主ライセンス消滅時のサブライセンスの原則的存続」

という命題や、「ライセンスの物権化」というスローガンから、直ちにわが国著作権法ライセンス論への直接的な結論を導くことは難しいとしており、ドイツ一般民事法と知的財産法を貫徹する厳格な分離主義とわが国民民事法及び著作権法の一般構造理解との比較にあたっては慎重な検討を必要としている。

ただし最後に、このような歴史的展開に照らせば、承継的保護に関しては、「信頼の保護」という2012年 M2Trade 事件判例が示した趣旨のほかに、次のような示唆が得られる可能性を指摘している。すなわち、第1に、ライセンシーに承継的保護が存在するがゆえに、ライセンシーの地位の保証のために譲渡までも要求することが回避されるということであり、第2に、単純ライセンシーの地位の保護がより確実になれば、より著作者に対して有利な報酬が提供される可能性があるという正当化の余地もありうるということである。

3 本論文の評価

(1) 章ごとの評価

第1部「ドイツ法における著作権ライセンス論」は第1章ないし第3章からなる。

第1部では第2部で明らかにされるドイツ著作権法のライセンス保護の歴史的展開を踏まえた前提的諸原則として、著作権の譲渡不能性、処分行為とライセンス契約との分離原則と無因原則に淵源を有するライセンシーの承継的保護を認める点などを指摘したうえで、2009年以降、主ライセンス消滅時のサブライセンスの存続をも認めたドイツ連邦通常裁判所の注目すべき3件の裁判例を詳細に紹介分析している。その中においては、単純利用許諾であっても準物権的効力を有するとの判示や、排他的サブライセンスといえども主ライセンス消滅後における存続が認められ、その理由として権利者の承諾やあるいは権利者とサブライセンシー間の利益状況にバランスが取れているとの判示がされていることなどが紹介されている。単純利用許諾の準物権としての性格付けや、分離原則の適用がされるドイツにおいてすら驚きをもって迎えられたこれらの判例の詳細は、筆者が昨年(2018年)の著作権法学会で報告したほかは、いまだわが国で広く知られているとはいえない状況であることから、同様の問題状況の解決に頭を悩ませているわが国においてもひとつの示唆を与える有力な情報といえる。また、これらの判例をめぐるその後の下級審判例やあるいは賛否相分かれる学説の状況などについても、網羅的かつ詳細なフォローがされている点においても貴重である。また、著作者の利益を擁護する撤回権が認められながら、権利者に多大な負担を強いるに等しいライセンス終了後のサブライセンシーの保護をも同時に諮るといった、ドイツ著作権法の特色が明確に示されている点は、著作権法の保護法益あるいは法目的等を考えるに当たって大変興味深い。

第2部「歴史的展開」は第4章ないし第7章からなる。

第4章では、1870年統一著作権法成立までの著作物利用の法形式について検討が加えられている。著作物の利用権限としてのライセンス概念の生成について歴史的に考察するだけでなく、その前提として、ライセンスの基礎となる権限に関して、18世紀後半から19世紀前半までの精神的所有権(知的財産権)概念の普及と近代的著作権成立下での著作物利用形式につい

て、主に二次資料に依拠した補論としてではあるものの、相当詳細に考察を行っている。ライセンスや利用権だけでなく、著作権そのものの歴史的な発展も分析対象とすることで、本博士論文のテーマに関してより本質的な検討が行われていると評価できる。本論文では、近代的な著作権法成立以前においては、出版特権にみられるように、創作者ではなく利用者に権利を認めることは、古くから行われていたのであり、一見すると付随的ともおもわれるライセンスないし利用権といったものが、近代的な著作権法の観点からすると歴史的には主客転倒して生成したという基本的視点が示されているが、本文および脚注において詳細かつ丁寧に説明しており、正確な歴史的な認識の下で検討が進められている。二次的な資料が多いものの、ドイツの著作権に関する歴史研究の成果に依拠しながら、出版特権の実際の具体的な運用を例証し、この特権制度の下で、ライセンス概念がどのように展開してきたのかについて、印刷特権を含む発明者特権と出版特権における発展過程の相違について、丁寧に区分けして分析している。ドイツにおける16世紀頃からの出版所有権概念の提唱が、出版契約の形成にも影響を与えたこと、特に、出版契約が固有の契約類型として意識され、著作物利用許諾契約一般の原型としての意味を持ったことを指摘する点は重要な視点を確立したものとして評価できる。

第5章では、ドイツにおける特許権に関するライセンス理論の史的展開を分析するものであるが、特許におけるライセンス概念の発展と著作権におけるライセンス概念の発展とを比較するという観点は、本論文における独自の価値をもつ研究成果といえる。特に、著作権ライセンスの特殊の一形式として整理されるはずの出版権が、伝統的に固有の法制度として位置づけられてきたドイツの出版権制度の下で、19世紀後半以降の著作権・出版権と著作権ライセンスの相互関係がどのように理論的な整理され、発展してきたのかという状況について、それらの議論に対する特許ライセンスをめぐる理論との関係にも触れながら、当時の文献を詳細に調べつつ明らかにした点は、我が国の学界におけるこれまでの研究の蓄積に新たな知見を加える優れた研究成果である。

第6章は、「20世紀前半の著作権ライセンス論」として、ドイツ旧著作権法(LUG及びKUG)から現行法へと移行する間の議論をたどっているところ、これまでのわが国著作権法学において、このような観点からドイツにおける議論を紹介したものはないため、本論文は、この点で有用かつ意義のあるものと言える。第7章は「補論」として特許の単純利用権に関する1982年連邦通常裁判所判決を取り上げたものであるところ、同判決が与えた衝撃と学説の対応についてはすでに先行研究があるものの、本論文は、同判決によって示された根拠が、「特許法ライセンスの法的性質に関する議論、著作権ライセンス学説との相違に影響を残すことになった」との指摘を行っており、この点で本論文のテーマと結びつけたものと理解できる。

第3部「近時の展開」は第8章および第9章からなる。

第8章は2016年改正によるドイツ著作権法40a条について、政府草案や立法理由書から立法経緯を詳細に検討すると共に、同条の規定に対する学説上の批判的検討も紹介されているところ、これまでのわが国著作権法学においてはこの点について十分に紹介されてこなかったと思われるため、本

論文は、この点において有用かつ意義のあるものと言える。また、第9章は「エンドユーザーライセンスの物権化」として、新たな問題としてデジタル著作物について、Linda Kuschel博士(フンボルト大学)等によるごく最近の研究をコンパクトに紹介しており、この点は有用かつ意義のあるものと言える。また本論文は、これを踏まえて「エンドユーザーライセンスの物権化による地位の強化は…わが国でも一考の余地がある」との指摘を行っている点で一定の学術的意義を有するものと評価できる。

終章は、本論文の全体を概観した上で、「日本法への示唆」として、ドイツにおける議論は、「直ちに現状で審議の兆候も見られるわが国著作権法ライセンス論への示唆を導くことは難しい」と慎重な姿勢を示してはいるものの、記述の中で、2点の指摘(「ライセンシーに承継的保護が存在するゆえに、ライセンシーの地位の補償のために譲渡までも要求することが回避されるという示唆」「単純取得者の地位の保護が保証されることが確かなときには、より著作者に対して有利な報酬を提供する可能性があること」)が見受けられ、今後の研究の発展可能性は十分にうかがえるものと評価できよう。

(2) 評価の総括

本論文の最も高く評価すべき点は、現在わが国で関心の高い著作物利用許諾契約の対抗問題といった喫緊の議論は視野の遠くに置きつつ、ライセンス契約の承継的保護に長い歴史を有するドイツ著作権法における問題状況について、歴史に遡りそして現代に至るまでの多数の文献を渉猟することによって、地に足の着いた情報を提供していることである。わが国においては2011年に特許法における通常実施権の当然対抗制度が、通常実施権自体の帰趨等の基本問題を先送りをする中で、産業界からの要請を受けて急ぎ導入され、これに引き続いて著作権法においても立法作業が進行中であるものの、許諾契約の帰趨やサブライセンシーの保護などについての議論が煮詰まらない状況が続いている。この点、ドイツ著作権法ではライセンス契約の承継的保護が伝統的に認められ、さらには近時ライセンス消滅後でもサブライセンシーを保護するとの連邦通常裁判所の判例が出現して注目されている。しかし本論文は、これらのドイツ著作権法の現況は、決して近時出現した問題への目先の利害調整から導かれたものではなく、著作権の譲渡不能性あるいは処分行為とライセンス契約との分離原則と無因原則に淵源を有するものであり、著作権法の生成過程あるいはライセンスの一形態である出版権が物権的権利として構成されてきたことなどによって次第に導かれてきたものであると位置づけている。そして、このような経緯により単純利用許諾であっても準物権と性格付けられるドイツ著作権法においては、Net社会において単なる著作物利用者としてしか位置付けられないエンドユーザーといったさらなる喫緊の検討対象に対してさえ、より積極的な主体と位置づけられる可能性を示唆するに至っている。

本論文は終章において、本論文の分析が直ちにわが国の問題状況への示唆を与えるものではないと、一步引いて論じているが、内容としては大いに参考になる情報が満載されたものとして高く評価することができるであろう。

ただし、本論文のドイツ法の議論の紹介は単発的なものにとどまるように見える点があるうえ、筆者自身による検討や、両国の相違を踏まえた上での比較法的考察という点では積極的な記述が見られ

ない点は残念であり、筆者においてそれらの点の研究を自信をもってさらに深めていくことが期待される。さらに、本報告書に修正対応表を添付したが、論文中での章立ての表記や文献の引用等の形式面においてとはいえ誤記が散見される点は、学術論文としての品格を損なうものであり、今後はこういった形式面においても細心の注意を払って論文の執筆に当たるよう強く要望するものである。

以上のように本論文にはさらなる研究や精進を期待すべき部分があるものの、これも本論文の総合的評価を損なうものではない。本論文は、これまでのわが国著作権法学において必ずしも十分に紹介されてこなかったドイツ著作権法におけるライセンスをめぐる歴史的展開をトータルで紹介したものとして有用かつ意義のあるものと言え、また今後、諸方面への研究の発展可能性を十分にうかがわせるものと高く評価することができる。

4 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の提出者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2019年2月4日

審査員

主査 早稲田大学教授

高林 龍(知的財産法)

副査 早稲田大学教授

上野達弘 (知的財産法)

副査 早稲田大学准教授

ラーデマッハ クリストフ (知的財産法)

副査 明治大学准教授

博士（法学）（早稲田大学） 今村哲也（知的財産法）

【付記】

本審査員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めましたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対応表

修正箇所	修正前	修正後	修正理由
1 頁・脚注 1	作花・文雄『詳説著作権法〔第5版〕』	作花文雄『詳説著作権法〔第5版〕』	誤植
1 頁・脚注 1	425 頁。	425 頁、	誤植
1 頁・脚注 2	最判昭 46・4・23 民集 25 卷3号 388 頁	最判昭 46・4・23 民集 25 卷3号 388 頁	誤植
3 頁・脚注 8	クリエイタ志向アプローチの可能性	クリエイタ指向アプローチの可能性―	誤字
4 頁・脚注 12	Hugenholtz, Malte Stieper, _	Malte Stieper, Verbraucherschutz im Urheberrecht, Verbraucherschutz und Recht. 2014, 7, S. 261f.	誤植
4 頁・脚注 15・3 行目	この見解の相違と、…の射程に関して異議を有すると思われる程等に関して実益を有すると思われる。	この見解の相違と、…の射《削除》程等に関して実益を有すると思われる。	誤植
4 頁・脚注 15・8 行目	中山信弘『著作権法〔第2版〕』(有斐閣、2014年)。	中山・前掲注1) 426頁。	出典不十分表記
4 頁・脚注 15・9 行目	半田正夫『著作権法概説』(法学書院、2015年)217頁以下	半田正夫『著作権法概説〔第16版〕』(法学書院、2015年)217頁以下。	表記の統一
5 頁 2 行目	本稿では、まず第2部で、	本稿では、まず第1部で、	構成関係
5 頁 5 行目	(第2部第1説)。	(第1部第1章)。	構成関係
5 頁 14 行目	第4部では、	第3部では、	構成関係
5 頁 16 行目	サブライセンスの衝突の可能性(第1説)	サブライセンスの衝突の可能性(第8章)	構成関係
5 頁 18 行目	物権化したエンドユーザーライセンス権を提唱する近時の学説(第2節)	物権化したエンドユーザーライセンス権を提唱する近時の学説(第9章)	構成関係
5 頁 7 行目	歴史的展開を概観する(第3部)	歴史的展開を概観する(第2部)	構成関係
5 頁 19 行目	最後の第5部は、	終章では、	誤字
5 頁脚注 19・1 行目	上野達弘「ドイツにおける著作権契約法」『著作権契約法現行コード』(2010年3月)〇頁	上野達弘「ドイツにおける著作権契約法」著作権契約法委員会編『著作権契約法現行コード』(著作権情報センター、2010年)105頁	不十分な出典表記
5 頁脚注 19・2 行目	三浦正弘「著作権契約法の理論」コピライト 622 号 22 頁。	三浦正広「著作権契約法の理論：契約法理論による著作権者の保護(前編)・(後編)」コピライト 622 号 22 頁(2013年)、623号48頁(2013年)。	誤字、表記の不統一
5 頁脚注 19・2 行目	同「欧州における出版契約」上野達弘＝西口元編『出版権をめぐる現代的課題』352頁	同「欧州における出版契約」上野達弘＝西口元編『出版権をめぐる法的課題―その理論と実務』	誤記
6 頁 2 行目	第3部の記述においては、	第2部の記述においては、	構成関係
6 頁 21 行目	第3章では、	第1部では、	構成関係
6 頁脚注 19・1 行目	安藤和宏「…」上野・西口前掲『出版権をめぐる現代的課題』399頁	安藤和宏「…」上野＝西口・前掲注19)『出版権をめぐる法的課題』399頁	誤記
6 頁脚注 20	横山・前掲注のほか、	横山・前掲注18) 152頁のほか、	不十分な出典表記
7 頁脚注 24・2 行目	半田正夫『著作権法の研究』(一粒社、1971年)73頁は、	半田・前掲注10) 73頁は、	表記の不統一
7 頁脚注 26	後述本章5)に述べるように、	後述本章第5節に述べるように	構成関係
8 頁脚注 28	出版法では、	出版権法では、	脱字
9 頁脚注 36・1 行目	処分行為であるとされる(後述4)	処分行為であるとされる(後述第4節)	構成関係
10 頁脚注 40・7 行目	主ライセンサーの承諾は要しない。	主ライセンシーの承諾は要しない。	誤植
11 頁 16 行目	政府草案理由書及び後述(第3章)のBGH判決	政府草案理由書及び後述(第2章)のBGH判決	構成関係

11 頁脚注 45	(批判もある。後述第 4 章)	(批判もある。後述第 3 章)	構成関係
12 頁脚注 47	Priorita` tprinzip。__	Priorita` tprinzip .:	誤入力
13 頁 13 行目	後述4 分離原則と無因主義	後述第 4 節 分離原則と無因主義	構成関係
14 頁脚注 58	(Schricker, a.a.O. Rn.13)	(Schricker/Loewenheim/Ohly a.a.O.(Fn.14), § 31, Rn.13)	不十分な出典表記
15 頁脚注 64	その他の場合は、処分行為の優先性原則の妥当ゆえに	《削除》	誤入力
16 頁 9 行目	(後述第 2 節)	(後述第 2 章)	構成関係
16 頁脚注 68	1901 年出版法は、	1901 年出版権法は、	脱字
16 頁脚注 68・4 行目	1901 年出版法は、複雑な相互作用の中にある	1901 年出版権法は、複雑な相互作用の中にある	脱字
16 頁脚注 72	❶出版法 9 条 1 項	❶出版権法 9 条 1 項	脱字
18 頁脚注 80	Ulmer, a.a.O.(Fn.49), S.221	《削除》	誤植(脚注 80 重複)
19 頁脚注 85	出版法部分	出版権法部分	脱字
19 頁脚注 85・3 行目	Schricker・Loewenheim/Ohly, a.a.O.(Fn.14), Vor § § 31ff. Rdnr.5ff.	(Schricker/Loewenheim/Ohly, a.a.O.(Fn.14), Vor § § 31ff. Rdnr.5ff.)	誤植
20 頁脚注 88	BGH, BGH, Urt. v. 31. 5. 2012 - I ZR 73/10 (KG), BGHZ 193, 268, GRUR 2012 1031- フリージャーナリスト報酬規定事件	BGH, Urt. v. 31. 5. 2012 - I ZR 73/10 (KG), BGHZ 193, 268, GRUR 2012 1031- フリージャーナリスト報酬規程事件	誤字・誤植
22 頁 14 行目	「Reifen Progressiv」の単純使用権を許与した。	「Reifen Progressiv」の単純利用権を許与した。	誤植
22 頁 20 行目	排他的使用権の撤回の意思表示	排他的利用権の撤回の意思表示	誤植
26 頁 14 行目	使用権許与 Überlassung は	利用権許与 Überlassung は	誤植
26 頁脚注 101	BT-Dr IV/270, S. 60.	BT-Drucks. IV/270, S. 60.	表記不統一
32 頁脚注 118・4 行目	行為に依存しているからであるとするものがあり、 ¹¹⁸	行為に依存しているからであるとするものがあり、	誤植
33 頁 7 行目	主ライセンス消滅時のサブライセンスの原則的消滅)	主ライセンス消滅時のサブライセンスの原則的存続)	誤記
33 頁脚注 122	Begr. des Entwurfs ... BT-Dr 14/6433,	BT-Drucks. 14/6433.	表記不統一
34 頁脚注 124	BT-Dr IV/270; S. 56 in: Schricker/Loewenheim, § 33 UrhG Rdnr. 1.	BT-Drucks. 14/6433. 《以下削除》	表記不統一・誤植
40 頁脚注 138	BGH, Urteil vom 29. 4. 2010 - I ZR 69/08- Vorschaubilder (Fortführung von BGHZ 185, 291	BGH, Urteil vom 29. 4. 2010 - I ZR 69/08, BGHZ 185, 291 -Vorschaubilder I.	誤植
41 頁脚注 141	dargestellt am Beispiel der Patentlizenz, 2010, S.234;	dargestellt am Beispiel der Patentlizenz, Zeitschrift für Geistiges Eigentums(ZGE), 2010, S.233ff.[234]	不十分な出典表記
46 頁脚注 159	McGuire/Kuntzmann, a.a.O.(Fn.), S.28	McGuire/Kuntzmann, a.a.O.(Fn.113), S.28.	不十分な出典表記
46 頁脚注 163	ドイツ著作権法における著作権の正当化根拠としての報酬保護について、栗田・前掲注	ドイツ著作権法における著作権の正当化根拠としての報酬保護について、栗田・前掲注10)。	不十分な出典表記
47 頁脚注 167	Greifender/Veh,a.a.O.(Fn.) WRP 2014 17.	Greifender/Veh,a.a.O.(Fn.128),S.17ff.	不十分な出典表記
50 頁脚注 173	Ulmer-Eilfort,a.a.O.(Fn.62)	Ulmer-Eilfort,a.a.O.(Fn.62), S.346.	不十分な出典表記
54 頁 14 行	第3部では、	第2部では、	構成関係
54 頁 17 行	また、第4部では、	また、第3部では、	構成関係
54 頁 21 行	第3部では、	第2部では、	構成関係
55 頁脚注 187	Schricker/Loewenheim/Vogel, a.a.O. (Fn.14)5.Aufl. Rn.108ff.;	Schricker/Loewenheim/Vogel, a.a.O. (Fn.14), 5.Aufl. Einl. Rn.108ff.;	不十分な出典表記
55 頁脚注 187・3 行目	Dö lemeyer/Klippel, Patentrecht und Musterschutz, in:	Dö lemeyer, Patentrecht und Musterschutz, in: Handbuch der Quellen und Lieratur der neueren europä ischen Privatrechtsgeschichte, Bd.3, Das 19. Jahrhundert, Tlbd. 3, Gesetzgebung zu den privatrechtlichen Sondergebieten, Coing, Helmut	不十分な出典表記・誤字
55 頁脚注 187	示していた(Rehbinder/Peukert,Urheberrecht, a.a.O.,(Fn.187), Rdnr.126)	示していた(Rehbinder/Peukert,Urheberrecht, a.a.O.(Fn.187), Rdnr.126)。	脱字
56 頁脚注 188	。F.Vogel, Rechtsverkehr, S.6ff.	(F.Vogel, Rechtsverkehr, S.6ff.)。	脱字

57 頁脚注 191	(Do ^o lemeyer/Klippel, FS GRUR, S.192f.) …(F. Vogel, S.18f.)	(Do ^o lemeyer/Klippel: <u>Der Beitrag der deutschen Rechtswissenschaft zur Theorie des gewerblichen Rechtsschutzes und Urheberrechts</u> , in: FS GRUR, 1991, S.185ff. [192f.] …(F. Vogel, <u>Rechtsverkehr</u> , S.18f.)	不十分な出典表記
57 頁脚注 192	Rehbinder/Peukert, a.a.O.(Fn.187), Rdnr. 130ff. Ulmer, Urheber- und Verlagsrecht, 3.Aufl. S.50ff.; Gieseke, Die geschichtliche Entwicklung des Urheberrechts, 1957; ders., Vom Privileg zum Urheberrecht: die Entwicklung des Urheberrechts in Deutschland bis 1845, 1995; Bappert, Wege zum Urheberrecht: die geschichtliche Entwicklung des Urheberrechtsgedankens. 1962.	Rehbinder/Peukert, a.a.O.(Fn.187), Rdnr. 130ff.; vgl. Ulmer, Urheber- und Verlagsrecht, 3.Aufl. S.50ff. 《以下削除》	誤植 (不相当箇所への出典誤記)
57 頁脚注 193	Schricker/Loewenheim/Vogel, a.a.O.(Fn.14), Einl. 111.	Schricker/Loewenheim/Vogel, a.a.O.(Fn.14), Einl. <u>Rn.111.</u>	脱字
58 頁脚注 194	Schricker/Loewenheim/Vogel, a.a.O.,(Fn.14). Einl. Rd.114	Schricker/Loewenheim/Vogel, a.a.O.(Fn.14), Einl. Rdnr.114.	脱字・誤字
58 頁脚注 195	F. Vogel, Rechtsverkehr, S.24,	F. Vogel, Rechtsverkehr, S.24,	誤字
59 頁脚注 186・9 行目	Vogel. Rechtsverkehr, S.11ff.	_(F.Vogel. Rechtsverkehr, S.11ff.)_	脱字
59 頁脚注 199	。 Ludwig Gieseke, Die geschichtliche Entwicklung, S.93ff.	(Gieseke, Die geschichtliche Entwicklung des Urheberrechts, 1957, S.93ff.)_	脱字・脱字
61 頁脚注 204	F.Vogel, Rechtsverkehr, S.40	F.Vogel, Rechtsverkehr, S.40.	脱字
61 頁脚注 205	Vogel, ebd.; Schricker, VerG. Einl. Rdnr.6	Vogel, ebd.; Schricker/Schricker, a.a.O.(Fn.189). Einl. Rdnr.6.	表記不統一
60 頁本文 25	(前述第 1 節3)	《削除》	誤字
63 頁脚注 214	Pütter, Der Büchernachdruck nach achten Grundsätzen des Rechts geprüft Nachdruck und	Pütter, Der Büchernachdruck nach achten Grundsätzen des Rechts	不十分な出典表記
63 頁脚注 215	Pu ^u tter, a.a.O. (Fn.214), S.82ff.	Pu ^u tter, a.a.O. (Fn.214), S.25. 《同頁 9 行目末尾に移動》	誤植
65 頁脚注 217	Gieseke, vom Privilegien zum Urheberrecht, 1995, S.166.	Gieseke, a.a.O.(Fn.207), S.166.	表記不統一
65 頁脚注 219	Fichte, a.a.O. (Fn.219), S.233.	Fichte, a.a.O. (Fn.218), S.233.	誤植
66 頁脚注 221	Kant, a.a.O., S.408.	Kant, a.a.O.(Fn.220), S.408.	不十分な出典表示
67 頁脚注 226	Martin Vogel, Grundzüge der Geschichte des Urheberrechts in Deutschland, S.125;	M. Vogel, Grundzüge der Geschichte des Urheberrechts in Deutschland, in: <u>Dittrich, Robert(Hrsg.). Woher kommt das Urheberrecht und wohin geht es?, Wien, 1988.S.125;</u>	不十分な出典表記
69 頁脚注 232	Festschrift für Georg Roeber zum 10. 12. 1981	FS Georg Roeber, 1982. S.243ff.	不十分な出典表記
73 頁脚注 241	Martin Vogel, Die Entwicklung des Verlagsrechts, FS GRUR, 1997, S.1215.	Martin Vogel, Die Entwicklung des Verlagsrechts, FS GRUR, 1991, S.1215.	誤記
75 頁脚注 243	in: <u>Gestiges Eigentum</u>	in: <u>Geistiges Eigentum</u> :	誤植
76 頁脚注 247	Heydemann, Nachdruckgesetzgebung, Einl. S. XIV.	Heydemann/ Dambach, <u>Die Preußische Nachdruckgesetzgebung</u> , 1863, Einl. S. XIV.	不十分な出典表記
77 頁脚注 249	Heymann, Die zeitliche Begrenzung, S.87, Schurmann, Die Rechtsverhältnisse	Heymann, Ernst: <u>Die zeitliche Begrenzung des Urheberrechts: Sonderabdruck aus den Sitzungsberichten der Akademie der Wissenschaften, Akademie der Wissenschaften, 1927, S.87;</u> Schu ^u rmann, <u>Die Rechtsverhältnisse der Autoren und Verleger sachlich-historisch</u> , 1889.	不十分な出典表記
78 頁脚注 252	(Bericht RT-Drucks. Nr.144, S.404)	(Berichte über den Entwurf eines Patentgesetzes, in: <u>Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstags. 3. Legislaturperiode, I. Session, Bd.3, 1877, Nr.144, S.404)</u>	不十分な出典表記
79 頁脚注 256・7 行目	栗田昌裕「著作権法における…」	栗田・前掲注10) 638 頁。	不十分な出典表記
79 頁脚注 257	Fischer, Werner Siemens und der Schutz der Erfindungen, Springer, 1922.	Fischer, Werner Siemens und der Schutz der Erfindungen, Springer, 1922, S.24.	不十分な出典表記

81 頁脚注 266	Pahlow, ebd.; Entwurf I, 1875, S.6.	Entwurf eines Patentgesetzes für das Deutsche Reich nebst Motiven. Vorgelegt in einer Petition an den Bundesrath des Deutschen Reiches durch den Deutscher Patent-Schutz-Verein, 1875, S.6(zit. nach. Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag)	不十分な出典表記
81 頁脚注 266 頁	Entwurf II, 1876 S.9.	Revidirter Entwurf eines Patentgesetzes für das Deutsche Reich nebst Motiven. Vorgelegt in einer Petition an den Bundesrath des Deutschen Reiches durch den Deutscher Patent-Schutz-Verein, 1875, S.9(zit. nach. Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag).	不十分な出典表記
83 頁脚注 278	Klostermann, das geistiges Eigenthuma an Schriften	Klostermann, das geistiges Eigenthum an Schriften...	誤植、脱字
87 頁脚注 287	Pahlow, Lizenz und Lizenvertrag, S.38	(Pahlow, Lizenz und Lizenvertrag, S.38)。	脱字
87 頁脚注 288	Kohler, Patentrecht, 1878, S.158.	Kohler, Deutsches Patentrecht, 1878, S.158.	表記不統一
88 頁脚注 291	Munk, Leo: Die patentrechtliche Lizenz: eine Studie, Berlin,1897, S.22	Munk: Die patentrechtliche Lizenz: eine Studie, Berlin,1897, S.22.	誤植
89 頁脚注 296・1 行目	Kohler, ArchBü rgR 10. S.273	Kohler, Zur Konstruktion des Urheberrechts, in: Archiv für Bü rgerliches Recht 10, 1895, S.241ff., 273.	不十分な出典表記
89 頁脚注 298	Pahlow, Lizenz und Lizenzvertragsrechtm S.57, McGuire, Die Lizenz, S.166.	Pahlow, Lizenz und Lizenzvertragsrecht S.57; McGuire, Lizenz, S.166.	脱字、誤字
89 頁脚注 299	Munk, Lizenz, S.19.	Munk, a.a.O. (Fn.292) , S.19.	不十分な出典表記
90 頁 4 行目	1877年『ドイツ特許法』	1878年『ドイツ特許法』	表記不統一
90 頁脚注 300	述べる。 Kohler, Deutsches Patentrecht, 1878, S.157	述べる (Kohler, Deutsches Patentrecht, 1878, S.157) 。	脱字
90 頁脚注 301	前述第 1 節1(3)参照。	《削除》	誤記
91 頁脚注 305	ders, Patentrecht, S.157	ders, Deutsches Patentrecht, S.157	表記不統一
91 頁、脚注 306	Kohler, Patentrecht, 1878	Kohler, Deutsches Patentrecht, 1878	表記不統一
91 頁脚注 305・3 行目	, ders.Handbuch S.511	, ders., <u>Handbuch des deutschen Patentrechts in rechtsvergleichender Darstellung</u> , 1900, S.511.	不十分な出典表記
93 頁脚注 311	McGuire, Die Lizenz, S.170f.	(McGuire, Lizenz, S.170f.)	脱字
93 頁脚注 314	Rasch, Harold, Der Lizenzvertrag in rechtsvergleichender Darstellung, Berlin 1933 S.120.(Pahlow, S.54.)	Rasch, Der Lizenzvertrag in rechtsvergleichender Darstellung, 1933 S.120 (zit. nach Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag, S.54).	不十分な出典表記
94 頁脚注 317	Breuer, Patentlizenz, S.73ff.;	Breuer, Die rechtliche Natur der Patentlizenz, 1912, S.73ff.	不十分な出典表記
94 頁脚注 317	Mertz, Lizenz, S.11;	Mertz, Die patentrechtliche Lizenz, insbesondere der Lizenzzwang, 1907, S.11.	不十分な出典表記
94 頁脚注 317	Klauer/Mö hring, § 9 PatG(1937), S.213	Klauer/Mö hring, <u>Patentgesetz vom 5. Mai 1936</u> , 1937, § 9 PatG, S.213.	表記不統一
96 頁脚注 323	Leon Munk, Lizenz, S.16,	Munk, a.a.O.(Fn.291), S.16.	表記不統一
99 頁脚注 331	Klostermann, Urheberrecht, S.184; ders, in Endemann, Handbuch, Bd.2, S.239,	Klostermann, Das Urheberrecht, 1876, S.184; ders, <u>Voraussetzungen des Urheberrechts, Gewerblichen Urheberrechts, Patentrechts, in: W.Endemann(Hrsg.)Handbuch des deutschen Handels-, See- und Wechselsrechts</u> , Bd.2, 1882, S.239ff., 265ff.	表記不統一
100 頁脚注 336	Bolze, a.a.O., insb. S.80f., S.10f.,	Bolze, a.a.O.(Fn.330), insb. S.80f., S.10f.	表記不統一
103 頁脚注 350	Gerber(1859)S.370f.	Gerber, a.a.O.(Fn.347)S.370f.	不十分な出典表記
106 頁脚注 359	Klostermann, Urheberrecht, 1871, S.114.	Klostermann, a.a.O.(Fn.331[Urheberrecht]), S.114.	表記不統一
106 頁脚注 360	権利の客体としての性質は持ちえなかった。 F. Vogel, Rechtsverkehr. S.	権利の客体としての性質は持ちえなかった (F. Vogel, Rechtsverkehr. S.102f.) 。	不十分な出典表記
106 頁脚注 363	Gareis, Zeitschrift für Gesetzgebung und Praxis 3 1877, S.138.	Gareis, <u>Die Privatrechtsspha ren im modernen Kulturstaate, insbesondere im Deutschen Reiche</u> , Zeitschrift für Gesetzgebung und Praxis auf dem Gebiete des deutschen ö fentlichen Rechtes. 3, 1877, S.137ff., 138	不十分な出典表記、誤植
107 頁脚注 364	Gierke, Deutsches Privatrecht, Bd.1, S.702.	Gierke, a.a.O.(Fn.310), S.702.	表記不統一
109 頁脚注 373・1 行目	Endemann, Das Gesetz … <u>nom</u> 11. Juni 1870, S.3f;	Endemann, Das Gesetz … <u>vom</u> 11. Juni 1870, 1871, S.3f.によれば、	誤植、表記不統一
112 頁脚注 383	Wächter, Oskar:	Wächter, …, S.219, 241, 255.	不十分な出典表記

112 頁脚注 384	Jolly, 1852, Gerber, 1859	Jolly, <u>Die Lehre vom Nachdruck. Nach den Beschlüssen des deutschen Bundes</u> , in: <u>Beilagenhaft Archiv für civilistische Praxis</u> , 35 1852, S.1ff.; Gerber, <u>Ueber der Natur der Rechte des Schriftstellers und Verlegers</u> , in: <u>Jherings Jahrbücher für die Dogmatik des Bürgerlichen Rechts</u> , Bd.3, 1859, S.359ff.	不十分な出典表記
113 頁脚注 385	Wächter, das Urheberrecht an Werken der bildenden <u>Künste</u> Photographien und gewerblichen Mustern, Stuttgart, 1877.	Wächter, das Urheberrecht an Werken der bildenden <u>Künste</u> Photographien und gewerblichen Mustern, 1877. S.108.	誤植、不十分な出典表記
113 頁脚注 386	Wächter, <u>Oscar von</u> : Das Verlagsrecht, ...	Wächter, a.a.O.(Fn.383), S.182.	表記不統一
113 頁脚注 387	Ein Handbuch der Vertragspraxis für <u>Buchhändler</u>	Ein Handbuch der Vertragspraxis für <u>Buchhändler</u> .	誤植
114 頁脚注 396	Allfeld, Urheberrecht 1902, § 8, Anm.8, S.89f.	Allfeld, <u>Kommentar betreffend das Urheberrecht an Werken der Literatur und der Tonkunst und ber Verlagsrecht</u> , 1902, § 8, Anm.8, S.89f.	不十分な出典表記
115 頁脚注 398	Osterrieth, Urheberrecht und Verlagsrecht, Archiv des öffentlichen Rechts 8	Osterrieth, Urheberrecht und Verlagsrecht, in: Archiv des öffentlichen Rechts 8, S.285ff. 292.	不十分な出典表記
115 頁脚注 398	(Allfeld, Urheberrecht § 3, 1893)	(Allfeld, die Reichsgesetze betr. das literarische und artistische Urheberrecht, 1893, § 3, S.51 (zit. nach Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag, S.88))	不十分な出典表記
116 頁脚注 404	Klostermann, Geistiges Eigentum, Bd.I, 1871, S.321.	Klostermann, a.a.O.(Fn.352 [Geistiges Eigentum, Bd.I]), S.321.	表記不統一
116 頁脚注 405	Kohler, Autorrecht, 1880, S.418, ders., Urheberrecht, S.259	Kohler, Autorrecht, 1880, S.418; ders., <u>Urheberrecht an Schriftwerken und Verlagsrecht</u> , 1907, S.259.	不十分な出典表記
118 頁脚注 413	De Boor, Wesen, S.69.	De Boor, vom Wesen des Urheberrechts, 1933, S.69.	不十分な出典表記
118 頁脚注 414	Kohler, Autorrecht, 1880, S.295, 298	Kohler, Autorrecht, 1880, S.295, 298 は以下のように述べる。	脱字
119 頁脚注 415	(1909, Allfeld, Kommentar 1902 S.94. 95, Lizenz)	Riezler, <u>Urheber- und Erfinderrecht. Eine systematische Darstellung</u> , 1. Abt. 1909, S.311ff. (Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag, S.97); Allfeld, a.a.O.(Fn.396), S.94, 95.	不十分な出典表記
119 頁脚注 417	Riezler, <u>Urheber- Erfinderrecht</u> , S.312., Kohler, <u>Urheberrecht</u> , S.282ff.	Riezler, a.a.O.(Fn.415), S.312; Kohler, a.a.O.(Fn.405[Urheberrecht]), S.282ff.	表記不統一
119 頁脚注 418	Riezler 「この権利は…」	Riezler, a.a.O.(Fn.415), S.312 によれば「この権利は…」	表記不統一
120 頁脚注 422	<u>Eggersberger</u> , Die Uebertragbarkeit, S.49	<u>Eggersberger</u> , Die <u>Übertragbarkeit des Urheberrechts</u> in historischer und rechtsvergleichender Sicht, 1992, S.49	不十分な出典表記
120 頁脚注 423	Reichsgedratsache X/97, S.17f.	<u>Berichte über die Verhandlungen des Reichstages</u> , 10. Legislaturperiode. II. Session, 1900/1902, Bd.1, 1901, Nr.97, S.387ff.[394].	誤植・不十分な出典表記
120 頁脚注 424	Endemann,Waechter,Stobbe, Klostermann, Osterrieth, Marwitz/Moehring.	<u>Endemann</u> , a.a.O.(Fn.373), S.11ff; <u>Wächter</u> , a.a.O.(Fn.381[Autorrecht]); <u>Stobbe</u> , <u>Handbuch des Deutschen Privatrechts</u> , Bd.3, 2.Aufl, 1885, S.44, Fn.1; <u>Osterrieth</u> , <u>Altes und Neues zur Lehre vom Urheberrecht</u> , 1892, S.94ff.; <u>Marwitz/Möhning</u> , <u>Das Urheberrecht an Werken der Literatur und der Tonkunst in Deutschland</u> , 1929, § 8 Anm.7.(s.Vogel, a.a.O. S.1234, Fn.136)	不十分な出典表記
120 頁脚注 425	上野達弘「著作者人格権の生成と発展—ドイツ及び日本における同一性保持権を中心に—」半田正夫先生古稀記念(2003年)567頁	上野・前掲注9) 567頁。	不十分な出典表記
121 頁脚注 427	M.Vogel, FS GRUR 1991(Fn.), S.1235.	M. Vogel, a.a.O.(Fn.377), S.1235	不十分な出典表記
122 頁脚注 431	Blaß, Begründung, Riezler, Kohler	<u>Blaß</u> , <u>Die Begründung des Verlagsrechts</u> , 1909, S.17ff., 22f. (s.Pahlow, <u>Lizenz und Lizenzvertrag</u> , S.93f.); <u>Riezler</u> , a.a.O.(Fn.415), S.319f., 323; <u>Kohler</u> , a.a.O.(Fn.405[Urheberrecht]), S.259	不十分な出典表記
122 頁脚注 432	Isay, Patentgesetz(1926);Kohler, GRUR 1893, S.164.;Pinzger, Dahn(1871)	Isay, Patentgesetz und Gesetz betreffend den Schutz von Gebrauchsmustern, 4.Aufl. 1926, S.317; Kohler, <u>Industrirechtliche Studien</u> , GRUR 1893, S.164.; Dahn, a.a.O.(Fn.358), S.10.	不十分な出典表記
122 頁脚注 434	McGuire, <u>die Lizenz</u> , S.59ff.	McGuire, <u>Lizenz</u> , S.59ff.	誤植
122 頁脚注 436	Wächter, Klostermann(1871), Daude, Rietzler, Allfeld (1893), Scheele	Wächter, a.a.O.(Fn.383[Verlagsrecht]), S.212; <u>Klostermann</u> , a.a.O.(Fn.331[Urheberrecht]), S.335ff.; <u>Daude</u> , <u>Lehrbuch des Deutschen literarischen künstlerischen und gewerblichen Urheberrechts</u> , 1888, S.35, 111f.; <u>Rietzler</u> , a.a.O.(Fn.415), S.309, 359; <u>Allfeld</u> , a.a.O.(Fn.396), 1893, S.55; <u>Scheele</u> , <u>Das deutsche Urheberrecht an literarischen, künstlerischen und</u>	不十分な出典表記

		<u>photographischen Werken, 1892, S.22</u>	
122 頁脚注 437	Dahn (1871), Stobbe	Dahn, a.a.O.(Fn.358),S.13; Stobbe, a.a.O.(Fn.424), S.288.	不十分な出典表記
123 頁脚注 438	Osterrieth,	Osterrieth, Gutachten über das Frage: Soll der Verleger berechtigt sein, das Verlagsrecht ohne Zustimmung des Autors zu übertragen? in: Verhandlungen des 25. Deutschen Juristentages, Bd.2, 1900, S.183ff.	不十分な出典表記
124 頁脚注 439	Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag, S.100	Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag, S.100.	脱字
124 頁脚注 441	Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag, S.101	Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag, S.101.	脱字
124 頁脚注 442	Elster, Uebertragenes Urheberrecht, S.21	Elster, Uebertragenes Urheberrecht, GRUR 1916, S.19ff., 21.	不十分な出典表記
125 頁脚注 443 頁	Krause, Urheberrechtliche Lizenzvertrag, S.26f.; Büchler, Rechtswirkungen, S.62f.	Krause, Urheberrechtliche Lizenzvertrag, 1938, S.26f.; Büchler, <u>Rechtswirkungen einschränkender Vertragsklauseln bei der Übertragung des Urheberrechts nach deutschem und schweizerischem Recht</u> , 1924 (zit. nach Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag, S.62f.)	不十分な出典表記
130 頁脚注 456	権利を挙げる。である。	権利を挙げる。《削除》	誤植
133 頁 26 行	③著作物利用許諾	③著作物利用許諾	誤植
133 頁脚注 460	Beck, Lizenzvertrag, S.19f. m.w.N.	Beck, Lizenzvertrag im Verlagswesen mit Vorschlägen für die Vertragsgestaltung, 1961, S.19f. m.w.N.(zit. nach Pahlow, S.106 Fn.154).	不十分な出典表記
133 頁脚注 461	Ulmer, a.a.O. (Fn.439), 1951, S.219ff.	Ulmer, a.a.O. (Fn.459), 1951, S.219ff.	誤植
133 頁脚注 463	Ulmer, a.a.O. (Fn.439), S.213	Ulmer, a.a.O. (Fn.459), S.213	誤植
133 頁脚注 464	Ulmer, a.a.O. (Fn.439), S.219f.	Ulmer, a.a.O. (Fn.459), S.219f.	誤植
133 頁脚注 465・7 行目	(Ulmer, a.a.O.(Fn.439), S.219)	(Ulmer, a.a.O.(Fn.459), S.219)。	誤植
133 頁脚注 466	Eugen Ulmer, a.a.O. (Fn.439),S.221.	Ulmer, a.a.O.(Fn.439), S.221.	誤植
134 頁 3 行目	①著作物利用権	①著作物利用権	誤植
134 頁 10 行目	②管理権	②管理権	誤植
134 頁 16 行目	③著作物利用許諾	③著作物利用許諾	誤植
136 頁 2 行目	上述第 2 章で確認したが、	上述第 1 章で確認したが、	誤植
136 頁脚注 467	Hubmann, Urheber- und Verlagsrecht, 1966, 1966, S.179.	Hubmann, Urheber- und Verlagsrecht, 1966, S.179.	誤植
9 行目	(筆者注: 説明の便宜上、「③契約」とする。上記図表に対応)	[筆者注: 説明の便宜上、「契約③」とする。下記図表に対応]	誤植
142 頁脚注 475・2 行目	Berger/Freyer, Neue ... ZUM 2016,	Berger /Freyer, a.a.O.(Fn.473), S.569ff.;	表記不統一
143 頁脚注 479	BT-Drs. 14/6433 und 14/7564	BT-Drucks. 14/6433 und 14/7564.	脱字
144 頁 1 行目	(32 条 a)	(32a 条)	誤植
144 頁 2 行目	相当報酬保証が補充され、既存の各規定の体系的明確化が行われた。	相当報酬保障が補充され、既存の各規定の体系的明確化が行われた。	誤植
144 頁脚注 485	Berger/Freyer, a.a.O.(Fn.475), GRUR 2016., S.13.	Berger/Freyer, a.a.O.(Fn.473), GRUR 2016., S.13.	誤植
146 頁脚注 492	Berger, Christian/Freyer, Simon: a.a.O.(Fn.475), S.573.	Berger /Freyer, a.a.O.(Fn.473), S.573.	表記不統一
148 頁 5 行目	著作者が、著作物、製品又は役務に対して付随的な寄与 nachrangigen Beitrag	著作者が、著作物、製品又は役務に対して付随的な寄与 nachrangigen Beitrag	誤植
148 頁 8 行目	著作物の全体的印象 Gesamteindruck	著作物の全体的印象 Gesamteindruck	誤植
149 頁脚注 499	Berger/Freier, a.a.O.(Fn.475), S.575; Schroetter, a.a.O.(Fn.475)	Berger/Freier, a.a.O.(Fn.473), S.575; Schroetter, a.a.O.(Fn.475).	誤植
149 頁脚注 500	Berger/Freyera.a.O.(Fn.475), 575.,	Berger/Freyera.a.O.(Fn.473), S.575;	誤植
149 頁脚注 501	Berger/Freier, a.a.O.(Fn.475)GRUR 2016,S.575.	Berger/Freier, a.a.O.(Fn.473), S.575.	誤植
149 頁脚注 502	Möhring/Nicolini/Soppe, Komm. 4.Aufl., Rdnr.20.1,BeckOK UrhR/Soppe, 21. Ed. 4.6.2018, UrhG § 40a Rn. 19-22.	Möhring/Nicolini/Soppe, a.a.O.(Fn.51)., Rdnr.20.1; Ahlberg/Götting/Soppe, BeckOK UrhR, 21. Ed. 4.6.2018, UrhG § 40a Rdnr. 19-22.	表記不統一: 誤植
149 頁脚注 504	Lucas:Schletter, S.238.	Lucas-Schloetter, a.a.O.(Fn.475), S.238.	誤植
150 頁脚注 506	Berger/Freyer, a.a.O.(Fn.475)	Berger/Freyer, a.a.O.(Fn.473), S.575f.	誤植
151 頁脚注 508	Berger/ Freyer, a.a.O.(Fn.475) ,S.576	Berger/ Freyer, a.a.O.(Fn.473) ,S.576.	誤植
151 頁脚注 509	Berger/ Freyer,a.a.O.(Fn.475), S.574	Berger/ Freyer, a.a.O.(Fn.473), S.574.	誤植
151 頁脚注 510	Berger/ Freyer a.a.O.(Fn.475) Fn.45 は、	Berger/ Freyer a.a.O.(Fn.473) Fn.45 は、	誤植
151 頁脚注 511	Dietz, Zusammenhäng...Künstlern), GRUR Int. 2015, S.635ff.(S.636)	Dietz, a.a.O.(Fn.474), S.635ff., 636.	表記不統一
152 頁脚注 512	Das dinglicher Genussrecht des Erwerbers ... Junge Wissenschaft zum Gewerblichen Rechtsschutz, Urheber und Medienrecht, Nomos, 2017, S.27ff.	Das dinglicher Genussrecht des Erwerbers ... in: Junge Wissenschaft zum Gewerblichen Rechtsschutz,	誤植: 表記不統一
152 頁脚注 513	Kuschel, a.a.O.(Fn.513), S.28.	Kuschel, a.a.O.(Fn.512), S.28.	誤植
153 頁脚注 514	Kuschel, a.a.O.(Fn.513), S.33.	Kuschel, a.a.O.(Fn.512), S.33.	誤植
154 頁脚注 519	Grandjean, ZUM 2018, S.102ff. (Fn.530) , S.106.	Grandjean,a.a.O.(Fn.515), S.106.	誤植
155 頁脚注 521	栗田昌裕「著作権法における権利論の意義と射程(1)ドイツにおける憲法判例と学説の展開を手がかりとして	栗田昌裕『『著作権の制限』の判断構造(1)ドイツ連邦通常裁判所の判例を中心とした考察』民商 144 号 1 頁 (2011	誤植

	(2)	年)も参照。	
157頁8行目	第2章「ドイツ著作権契約法の基本構造確認部分」においては、①生存中の著作権の原則的…	—第1章「ドイツ著作権契約法の基本構造確認部分」においては、①生存中の著作権の原則的…	構成関係
157頁21行目	第3章では、2009年以降、連邦通常裁判所が、「主ライセンスの消滅時のサブライセンスの	—第2章では、2009年以降、連邦通常裁判所が、「主ライセンスの消滅時のサブライセンスの	構成関係
157頁34行目 (下から2行)	連邦通常裁判所は、その3年後のM2Trade事件判決で、主ライセンス消滅時のサブライセンスの存続を、	連邦通常裁判所は、主ライセンス消滅時のサブライセンスの存続を、	誤植
159頁6行目	続いて第4章「M2Trade事件以後の学説動向」では、上記3判決後の学説の紹介と検討を	—続いて第3章「M2Trade事件以後の学説動向」では、上記3判決後の学説の紹介と検討を	脱字・構成関係
159頁32行目	(第1章及び2章は、15世紀から19世紀前半における著作物利用形式を記載した。この	(第4章は、15世紀から19世紀前半における著作物利用形式を記載した。この	構成関係
159頁2行目	第3章「19世紀末—20世紀前半のライセンス論」は、現代に通じる「	第5章「19世紀末—20世紀前半のライセンス論」は、現代に通じる「	構成関係
159頁3行目	比較的詳細な検討をお行った。	比較的詳細な検討を行った。	誤植
159頁10行目	特許法の立法は遅れたが、しかし、この激しい特許論争と…	特許法の立法は遅れたが、この激しい特許論争と…	誤植
161頁16行目	その動きの中では、それは①1928年ベルヌ条約を契機と	その動きの中では、①1928年ベルヌ条約を契機と	誤植
161頁30行目	形作ったのである。 (なお、承継的保護に関しては、…	形作ったのである《改行削除》(なお、承継的保護に関しては、「信賴的保護」という…	誤植
162頁3行目	一方、第5章は、1982年の	一方、第7章は、1982年の	構成関係
162頁10行目	第3部は、2010年代の展開を扱った。	第3部では、2010年代の展開を扱った。	脱字
162頁10行目	第1章では、2016年改正で導入された…	第8章では、2016年改正で導入された…	構成関係
162頁25行目	第2章では、近時の若手研究者の論攷から、特に、サブライセンス存続を認めた判例への…	第9章では、近時の若手研究者の論攷から、特に、サブライセンス存続を認めた判例への…	構成関係
163頁6行目	次項以降の課題と	次稿以降の課題と	誤植
	《以下、参考文献目録の修正》		
165頁11行目	上野達弘「国際社会における日本の著作権法—クリエイティブ志向アプローチの可能性—」コピライト 613号 2頁(2012)	上野達弘「国際社会における日本の著作権法—クリエイティブ志向アプローチの可能性—」コピライト 613号 2頁(2012)	誤植
165頁30行目	作花文雄『詳説著作権法 [第5版]』	作花文雄『詳説著作権法 [第5版]』	誤植
166頁17行目	三浦正弘「著作権契約法の理論」コピライト 622号(2013) 22頁。	三浦正弘：契約法理論による著作者の保護(前編)・(後編)「コピライト 622号 22頁(2013)、623号 48頁(2013)	誤植
166頁18行目	三浦正弘「欧州における出版契約」上野達弘=西口元編『出版をめぐる現代的課題』352頁(日本評論社、2015年)	三浦正弘「欧州における出版契約」上野達弘=西口元編『出版をめぐる法的課題—その理論と実務』352頁(日本評論社、2015)	誤植
166頁23行目	横山久芳「ドイツにおける当然対抗制度」工業所有権法学会年報 37号(2012) 137頁	横山久芳「ドイツにおける当然対抗制度」工業所有権法学会年報 37号 137頁(2012)	表記不統一
167頁1行目	Bundestagsdrucksache	Bundestagsdrucksache	誤植
167頁「2 Gesetzesmaterialien」2行目		Berichte über den Entwurf eines Patentgesetzes, in: Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstags, 3. Legislaturperiode, I. Session, Bd. 3, 1877.	文献目録収録漏れ
167頁「2 Gesetzesmaterialien」2行目		Berichte über die Verhandlungen des Reichstages, 10. Legislaturperiode, II. Session, 1900/1902, Bd. 1, 1901	文献目録収録漏れ
168頁	Allfeld, Philipp: Die Reichsgesetze betr. Das literarische und artistische Urheberrecht, München 1893. Zit. Allfeld, Urheberrecht, 1893.	Allfeld, Philipp: Die Reichsgesetze betr. Das literarische und artistische Urheberrecht, München 1893.	表記不統一
168頁25行目		Allfeld, Philipp: Kommentar betreffend das Urheberrecht an Werken der Literatur und der Tonkunst und ber Verlagsrecht, 1902.	文献目録収録漏れ
168頁	Entwurf eines Patentgesetzes … durch den Deutscher Patent-Schutz-Verein, Berlin 1875. Zit. Entwurf I	Entwurf eines Patentgesetzes … durch den Deutscher Patent-Schutz-Verein, Berlin 1875. (zit. nach. Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag)	表記不統一・不十分な出典表記
168頁	Revidierter Entwurf eines Patentgesetzes … durch den Deutscher Patent-Schutz-Verein, Berlin 1875. Zit. Entwurf II(1876).	Revidierter Entwurf eines Patentgesetzes …, Berlin 1875. (zit. nach. Pahlow, Lizenz und Lizenzvertrag)	表記不統一・不十分な出典表記
174頁	Kuschel, Linda: … Junge Wissenschaft zum Gewerblichen Rechtsschutz, Urheber und Medienrecht, Nomos, 2017, S.27ff.	Kuschel, Linda: …, in: Junge Wissenschaft zum Gewerblichen Rechtsschutz, Urheber und Medienrecht, Nomos, 2017, S.27ff.	脱字
175頁「M」4項目目		Marwitz, Bruno; Möhring, Phillip: Das Urheberrecht an Werken der Literatur und der Tonkunst in Deutschland, Berlin, 1929	文献目録登録漏れ
175頁「O」2行目		Osterrieth, Albert: Altes und Neues zur Lehre vom Urheberrecht, Leipzig: Hirschfeld, 1892	文献目録登録漏れ
177頁	Scholz, Jochen: Mögliche vertragliche Gestaltungen zur Weitergabe von Software nach „UsedSoft II“, GRUR 2015, 142; Schricker, Gerhard(Hrsg.): Verlagsrecht, 3.Aufl., C.H.Beck, 2001.	Scholz, … 《改行》 Schricker, Gerhard(Hrsg.): Verlagsrecht, 3.Aufl., C.H.Beck, 2001.	誤植

178 頁	Rasch, Harold, Der Lizenzvertrag in rechtsvergleichender Darstellung, Berlin 1933.	《176 頁項目「R」の 3 行目に移動》	文献目録配列誤り
178 頁	Rehbinder, Manfred; Peukert Alexander; Urheberrecht und verwandte Schutzrechte: Ein Studienbuch, 18.Aufl., 2018.	《176 頁「R」の 4 行目に移動》	文献目録配列誤り
179 頁 4 行目		Wächter, das Urheberrecht an Werken der bildenden Künstem Photographien und gewerblichen Mustern, Stuttgart, 1877	参考文献目録への収録漏れ